

令和7年度 保育所等入所申込要領

★入所申込方法・受付期間が変わります★

★毎年10月の一斉申込みの受付対象が変更となります。

変更前	⇒	変更後
すべての期間 (4月～3月入所分)		<u>令和7年4月入所分</u>

★令和7年5月以降の入所を希望する方は、各月の受付期間に申込みをしてください。

★令和7年度入所分からは、出生前の児童の申込みはできません。

<令和7年4月入所の申込み（新規・転園）>

入所月	令和7年4月入所 ※5月以降の入所申込みは下表を参照
対象者	令和7年4月1日時点で生後2か月を経過する児童
受付期間	1次受付 令和6年10月16日（水）～10月31日（木） [2次受付 11月1日（金）～令和7年2月21日（金）]
受付場所	伊東市役所幼児教育課（高層棟5階）9時～17時 ※閉庁日除く

※2次受付は、1次受付期間終了後の出生児童、転入者に限ります。

※1次受付の利用調整後、2次受付の利用調整を行います。

<各入所月の申込受付期間（新規・転園）>

入所月	受付期間	入所月	受付期間
4月	－ ～ －	10月	8/6（水） ～ 9/5（金）
5月	3/6（木） ～ 4/4（金）	11月	9/8（月） ～ 10/3（金）
6月	4/7（月） ～ 5/2（金）	12月	10/6（月） ～ 11/5（水）
7月	5/7（水） ～ 6/5（木）	1月	11/6（木） ～ 12/5（金）
8月	6/6（金） ～ 7/4（金）	2月	12/8（月） ～ 1/5（月）
9月	7/7（月） ～ 8/5（火）	3月	1/6（火） ～ 2/5（木）

※生後2か月を経過した翌月から入所できます。

※育児休業から復職する場合は、復職月の前月からの入所の申込ができます。

例：9月1日復職の場合、8月入所の申込ができます。（受付期間 6/6～7/4）

1 保育施設一覧表

各施設の詳細は、幼児教育課窓口に設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。

施設名	所在地	電話番号	対象児童の生年月日（年齢）	定員※ ³
○保育園				
富士見保育園	玖須美元和田 716-129	37-2179	H31.4.2～R6.4.1 (1歳児～)	110人
玖須美保育園	和田二丁目 1-23	36-6380	H31.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	120人
広野保育園	広野三丁目 3-28	37-0575	H31.4.2～R6.4.1 (1歳児～)	60人
宇佐美保育園	宇佐美 610-20	47-3004	H31.4.2～R6.4.1 (1歳児～)	100人
八幡野保育園	八幡野 1189-170	54-2700	H31.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	80人
伊豆栄光荻保育園	荻 601-13	36-6603	H31.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	80人
伊豆栄光富戸保育園	富戸 45-1	51-1780	H31.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	80人
伊豆栄光湯川保育園	湯川三丁目 8-10	37-5488	H31.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	100人
つくし保育園	吉田 584	48-7747	H31.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	60人
○認定こども園（保育部）※ ²				
川奈愛育クラブ	川奈 1267	44-1400	H31.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	74人
○小規模保育事業				
伊豆栄光なぎさ保育園	静海町 3-20	55-7473	R4.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	19人
ちゅうりっぷ保育園	吉田 370	55-7855	R4.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	18人
小規模保育所えん	松原 771-13	32-0030	R4.4.2以降※ ¹ (0歳児～)	12人

※¹ 0歳児クラスは、生後2か月を経過した翌月から入所できます。

※² 幼稚部を希望する方は、施設に直接お問い合わせください。

※³ 定員は運営状況等により変更となる場合があります。

2 教育・保育給付認定について

保育所等を利用するためには、児童の保護者が保育を必要とする事由（4ページ参照）のいずれかに該当し、教育・保育の認定（2号認定・3号認定）を受ける必要があります。

教育・保育の認定申請は、保育所等の申込みを同時に行います。

認定区分	保育の必要性	保育の必要量	保育必要量の基準（就労の場合）
2号認定 (満3歳以上)	あり	保育標準時間	就労時間 月 120 時間以上
		保育短時間	就労時間 月 60 時間以上 120 時間未満
3号認定 (満3歳未満)		保育標準時間	就労時間 月 120 時間以上
		保育短時間	就労時間 月 60 時間以上 120 時間未満

※4 月分入所申込者の認定通知書は、入所調整等の事務手続きに時間を要するため、入所決定通知書とともに2月上旬頃の送付を予定しています。

※保育の必要性の事由に該当しない場合は、保育施設等の利用はできません。

3 申込方法について

(1) 受付期間

①令和7年4月入所の申込み（新規・転園）

入 所 月	令和7年4月入所 ※5月以降の入所申込みは下表を参照
対 象 者	令和7年4月1日時点で生後2か月を経過する児童
受付期間	1次受付 令和6年10月16日（水）～10月31日（木） [2次受付 11月1日（金）～令和7年2月21日（金）]

※出生前の児童の申込みはできません。

※2次受付は、1次受付期間終了後の出生児童、転入者に限ります。

※1次受付の利用調整後、2次受付の利用調整を行います。

②各月の入所の申込み（新規・転園）

令和7年5月以降に入所を希望する方は、各月の受付期間内に申込みをしてください。

入園月	受付期間		結果通知
5月	3月6日（木）	～ 4月4日（金）	4月下旬
6月	4月7日（月）	～ 5月2日（金）	5月下旬
7月	5月7日（水）	～ 6月5日（木）	6月下旬
8月	6月6日（金）	～ 7月4日（金）	7月下旬
9月	7月7日（月）	～ 8月5日（火）	8月下旬
10月	8月6日（水）	～ 9月5日（金）	9月下旬
11月	9月8日（月）	～ 10月3日（金）	10月下旬
12月	10月6日（月）	～ 11月5日（水）	11月下旬
1月	11月6日（木）	～ 12月5日（金）	12月下旬
2月	12月8日（月）	～ 1月5日（月）	1月下旬
3月	1月6日（火）	～ 2月5日（木）	2月下旬

※生後2か月を経過した翌月から入所できます。（出生前児童の申込みはできません。）

※育児休業から復職する場合は、復職月の前月からの入所の申込ができます。

例：9月1日復職の場合、8月入所の申込ができます。（申込期間 6/6～7/4）

(2) 受付場所

伊東市役所幼児教育課（高層棟5階） 9時～17時 ※閉庁日を除く
（各出張所・連絡所及び郵送での受付は行いません。）

(3) 市外の保育所等を希望する場合

市町ごとに申込方法・受付期間等が異なりますので、希望先の市町の申込要領をあらかじめご確認のうえ、各市町で定める受付期間終了日の2週間前までに伊東市幼児教育課に提出してください。

入所の可否については、希望先の市町で決定し、伊東市を通してお知らせします。

(4) 申込書類等

- ① 教育・保育給付認定申請書（記載例あり）
- ② 保育所等の利用申込書（記載例あり）
- ③ 入所申込児童調査票
- ④ 保育を必要とする事由の確認書類（就労証明書等） ※保護者（父・母）ごとに必要です。
- ⑤ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

<保育を必要とする事由・確認書類一覧>

保育を必要とする事由		確認書類
就 労	ひと月において 60時間以上 就労していること	・就労証明書 ※就労先において作成したもの
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もないこと ※出産予定日の前 56 日目が属する月の初日から出産後 56 日目が属する月の末日まで	・母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日の記載があるページ
病気・障害	病気や障害のため、保育が困難であること	・診断書又は手帳等の写し
介護・看護	同居親族の介護・看護を常時行っていること	・診断書又は介護保険証の写し
災 害	災害復旧にあたっていること	・り災証明書
求職活動	求職活動をしていること ※90 日間	・ハローワーク受付票の写し
就 学	大学や専門学校、職業訓練校等に就学していること	・在学証明書等の写し
育児休業中の継続利用	保育所等を利用している児童について、育児休業取得時においても継続利用が必要であること	・就労証明書 ※休業期間の記載があるもの

※ご家庭や保護者、児童の状況によっては別途必要な書類を提出していただくことがあります。

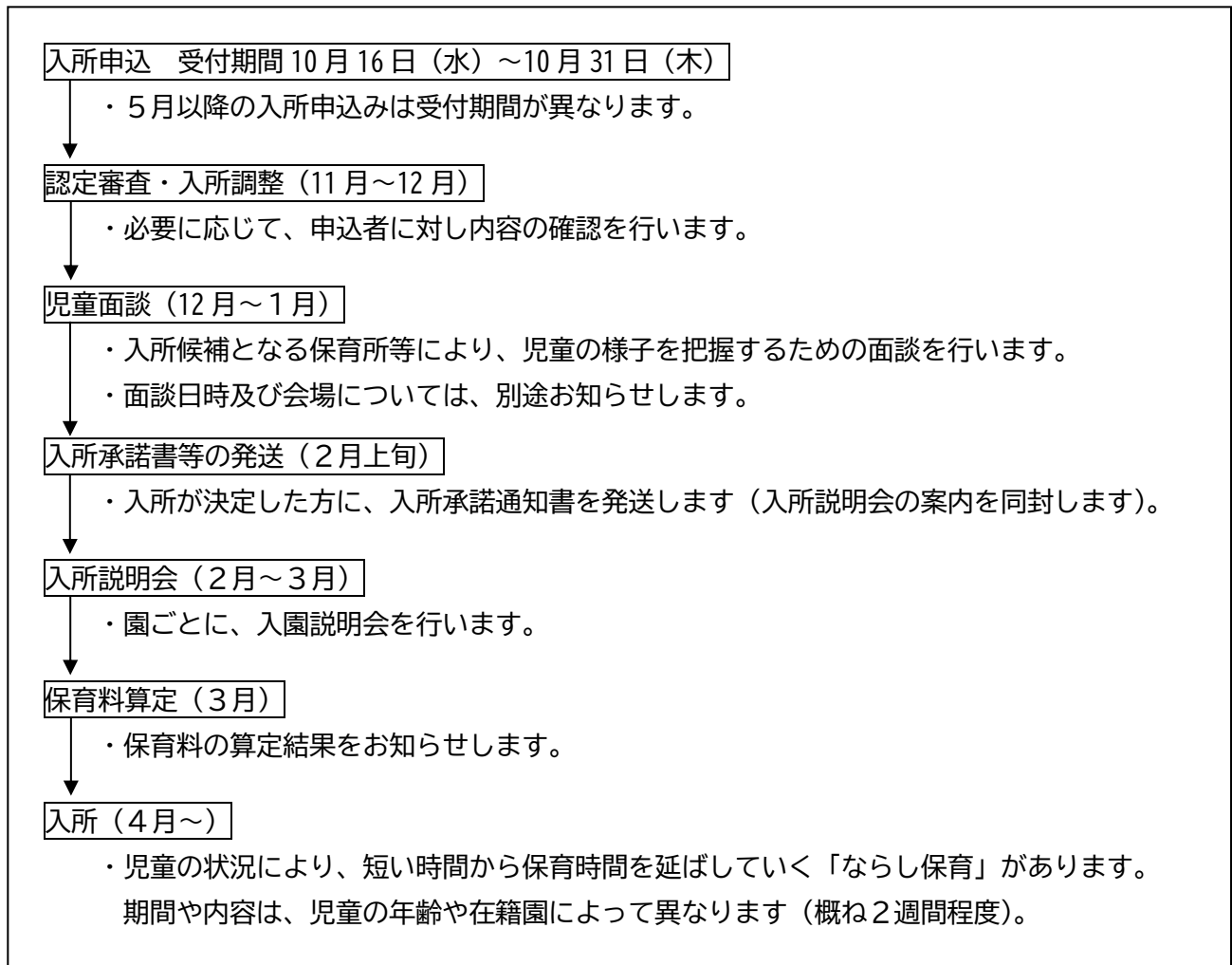
※確認書類について、発行元に対して内容の確認をすることがあります。

※確認書類の偽造、変造（無断作成・改変）を行った場合、刑法上の罪に問われる場合があります。また、偽造、変造（無断作成・改変）したことが判明した場合、保育所等を退所となる場合があります。

4 入所調整について

- (1) 市が定める基準に基づき、申込書類等の内容をもとに保育を必要とする状況を調査し、保育の必要性の高い方から入所調整を行い、保育所等の入所を決定します。
- (2) 入所調整の状況により、入所保留となる場合や兄弟姉妹で別々の保育所等になる場合があります。
- (3) 希望する保育所等が入所保留となった場合、他の保育所等が空いていたとしても入所調整の対象になりませんので、希望する保育所等を増やすなど、入所できる可能性を高くする方法をご検討ください。
- (4) 次に該当する場合は、入所保留となる場合があります。
 - ① 保育所等に入所できる要件・基準に該当しない場合
 - ② 希望する保育所等の年齢クラスについて、希望者が多数となる場合
 - ③ 医療行為を必要とするケースなど、希望する保育所等において対応が困難である場合

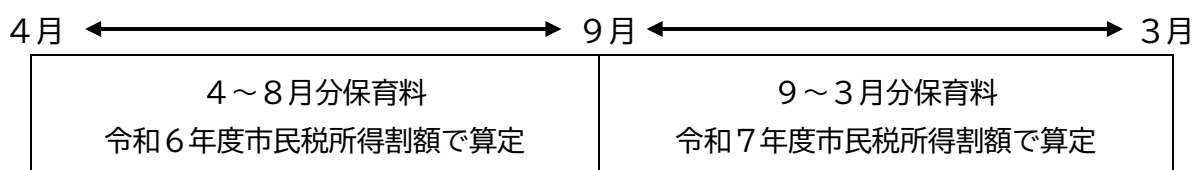
5 入所までの流れ（4月入所の場合）



6 保育料（0～2歳児クラス）について

(1) 決定方法等

- ① 子ども・子育て支援法の規定により、保育所等にかかる経費の一部を保護者に負担していただくもので、保護者の市民税所得割額によって決まります。
- ② 4月から8月までの保育料は、前年度の市民税所得割額で算定し、9月から3月までの保育料は、当年度の市民税所得割額で算定します。（転入者を除き、課税資料の提出は不要です。）
- ③ 同一世帯で2人以上の児童が入所している場合、2人目の児童の保育料は半額となり、3人目以降の児童の保育料は無料となります。
- ④ 3～5歳児クラスの児童の保育料は無料です。
- ⑤ 保育料は、在籍している限り納付義務があります。※登園しなくても発生します。



＜保育料基準額表＞

階層	市民税所得割の額	保育料徴収額（月額）		
		標準時間	短時間	多子世帯
A	生活保護世帯	0 円	0 円	
B	市民税非課税世帯	0 円	0 円	
C1	均等割額のみ	7,000 円	6,800 円	多子軽減① （子の年齢に関わらず） 第2子/半額 第3子以降/無料 多子軽減② （ひとり親世帯等） （子の年齢に関わらず） 第1子/ 3,000 円 第2子以降/無料
C2	45,000 円未満	7,500 円	7,300 円	
C3	48,600 円未満	8,500 円	8,300 円	
D1	50,500 円未満	10,000 円	9,800 円	
D2	54,500 円未満	11,500 円	11,300 円	
D3	57,700 円未満	13,000 円	12,800 円	
	59,000 円未満	13,000 円	12,800 円	
D4	77,101 円未満	18,500 円	18,200 円	
	78,500 円未満	18,500 円	18,200 円	
D5	97,000 円未満	24,000 円	23,600 円	
D6	140,000 円未満	30,000 円	29,500 円	多子軽減③ （2人以上の子が入所している場合） 2人目/半額 3人目以降/無料
D7	149,000 円未満	36,000 円	35,400 円	
D8	158,000 円未満	40,000 円	39,300 円	
D9	169,000 円未満	43,500 円	42,800 円	
D10	216,000 円未満	47,000 円	46,200 円	
D11	246,000 円未満	49,000 円	48,100 円	
D12	301,000 円未満	51,000 円	50,100 円	
D13	397,000 円未満	54,500 円	53,500 円	
D14	397,000 円以上	58,000 円	57,000 円	

(2) 支払方法等

保育料は、口座振替により納付していただきます。

※口座振替の手続き等の詳細は、保育料決定通知書でご案内いたします。

7 給食費（3～4歳児クラス）について

(1) 金額及び納付方法

①富士見保育園、玖須美保育園、広野保育園、宇佐美保育園

- ・該当月の登園状況により市が決定し、徴収します。
- ・口座振替により納付していただきます。

②上記以外の施設

- ・各施設により決定し、徴収します。詳細は各施設に直接お問合せください。

(2) 副食費の免除

年収 360 万円未満の世帯（両親の市民税所得割額計 57,700 円未満、ひとり親等の場合 77,101 円未満）の児童及び第3子（保育所等を利用する最年長の児童を第1子とカウント）以降の児童は、副食費が免除されます。

保育料と同様に、4月から8月までは前年度、9月から3月までは当年度の市民税所得割額で免除の算定します。

8 通常保育・延長保育について

保育を必要とする事由や保育の必要量によって利用可能な時間が異なります。

認定区分	利用可能な最大時間
保育標準時間認定	11 時間又は 10 時間 30 分
保育短時間認定	8 時間

(1) 保育標準時間認定の利用可能時間

施設名	通常保育 月～土曜日（祝日を除く）	延長保育 月～金曜日（祝日を除く）	
富士見保育園	7 時 30 分～18 時	なし	—
玖須美保育園			
広野保育園			
宇佐美保育園			
八幡野保育園	7 時～18 時	18 時～20 時	1 時間 200 円
伊豆栄光荻保育園			
伊豆栄光富戸保育園			
伊豆栄光湯川保育園			
つくし保育園			
伊豆栄光なぎさ保育園			
ちゅうりっぷ保育園		18 時～19 時	
小規模保育所えん			
川奈愛育クラブ（保育部）			

(2) 保育短時間認定の利用可能時間

施設名	通常保育時間 月～土曜日（祝日を除く）	延長保育時間 月～金曜日（祝日を除く）	
全園	8 時 30 分～16 時 30 分	通常保育時間以外の時間	30 分 50 円

9 休日保育について

(1) 実施施設

- ・ 12 施設（川奈愛育クラブを除く施設）で実施する予定です。
- ・ 公立保育園の実施場所は次のとおりです。

施設名	休日保育の実施場所	
	日曜日	祝日・年末
富士見保育園	富士見保育園	
玖須美保育園	富士見保育園	玖須美保育園
広野保育園	富士見保育園	広野保育園
宇佐美保育園	宇佐美保育園	

(2) 実施日・保育時間

ア 実施日 日曜日、祝日及び年末（12月29日、30日） ※12/31～1/3は休園日

イ 保育時間 開始時間／園ごとに異なる ※各施設に確認してください。

終了時間／原則午後6時まで ※園の都合により短縮することがあります。

(3) 利用対象

保育所等の在園児童で、保護者及び同居親族等の休日の就労等により、家庭で保育ができない場合

(4) 申込み方法

利用する月の前月20日までに、園に直接申込してください。

(5) 児童の休日

休日保育を利用した児童の保護者は、同一週の月曜日から土曜日までの間の休務日等を、児童の登園しない日（児童の休日）とし、家庭で保育を実施していただきます。

10 病児保育について

(1) 体調不良児対応型

保育所等での保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、施設内の医務室等で一時的に保育します。※利用の対象は在園児童に限ります。

玖須美保育園、宇佐美保育園、伊豆栄光富戸保育園、伊豆栄光湯川保育園、
伊豆栄光なぎさ保育園、つくし保育園、ちゅうりっぷ保育園、小規模保育所えん

(2) 病児対応型

病気の回復期に至らない場合で、かつ当面の症状の急変が認められない病気の児童を、勤務の都合などによって家庭で育児ができないときに、一時的に保育します。

利用するためには、指定医療機関の受診が必要です。

川奈臨海学園内「りんかい保育室」 ☎45-0509

問い合わせ先

伊東市教育委員会 幼児教育課 幼児教育係

☎0557-32-1951

メールアドレス youji@city.ito.shizuoka.jp